

平成 2 9 年度補助金等の見直しについて

豊後大野市行政改革推進本部

補助金等の見直しについて

自治体における補助金の支出は、地方自治法第 232 条の 2 の規定により、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては（中略）補助をすることができる。」とされ、申請等の事務手続きについては「補助金等交付規則」により、各補助金毎の採択条件、補助対象経費等は「補助金交付要綱」に則り行われることとされています。

当市においては、「豊後大野市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 50 号）」が整備されており、各補助金交付要綱を定めるに当たっては、平成 22 年第 3 回豊後大野市行政改革推進本部会議において決定された「補助金等の交付基準について（平成 22 年 9 月 6 日行管 11 号）（平成 29 年 4 月 10 日一部改正）」に基づき、適切な処置を講ずるよう通知をしているところです。

なお、補助金等見直しについては、平成 30 年度当初予算に反映することを主たる目的としました。

1. 実施期間

平成 29 年 10 月 23 日（月）～10 月 24 日（火）

2. ヒアリング重点確認事項

（1）効果の検証及び交付基準項目の遵守状況について

補助金交付基準、補助金交付要綱に則り適正な交付が行われているか。（サンセット方式、補助率基準内交付等）

（2）補助対象経費について

団体補助については、補助金等交付基準に定められた「補助対象経費」に則った支出が行われているか。団体内で支部活動費等再補助金として支出されている場合は、再補助先が「補助対象経費」に則った支出がされているか。

（3）見直し結果について

昨年度補助金ヒアにおいて出された財政課からの意見に対し、原課としてどのような対応をしたか。

3. ヒアリング結果

(1) 今後の方向性

- ① 継続 …………… 66 件 (78.6%)

※ 平成 29 年度以降事業終了、終期到来後廃止を含む。

- ② 見直し …………… 17 件 (20.2%)

- ③ 休止、その他 …………… 1 件 (1.2%)

- ④ 合計 …………… 84 件 (100.0%)

※ 平成 28 年度終了事業 (単年度終了含む) 等を除く。

(2) ヒアリング後の意見

- ① 事業補助金、運営補助金の区分を明確にすること。(補助分類については財政行革推進係と協議)
- ② ヒアリング内容、補助金等交付基準の遵守を原課より、担当者、支所、支局レベルへ通知の上、補助団体を指導すること。
- ③ 個別に交付基準を適用できない事例がある場合は、事前に財政課と合議の上、適用除外の決裁処理を行うこと。(会計課)
- ④ 補助金等交付規則に基づき、検査員を一括任命しているので、補助金支出の際に検査、確認を行うこと。(検査調書等様式任意：共有フォルダ契約検査室に参考様式有)
- ⑤ 団体運営補助金の団体運営に係る補助金は、原則概算払いのため、充当明細書作成により、所属長の確認を受け、精算処理を行うこと。(会計課)
- ⑥ 各補助金における補助金交付要綱を整備し、交付にあたっては要綱を遵守し処理を行うこと。

4. 参考資料

- (1) 財政運営の基本指針等に関する条例第 13 条<抜粋> …………… P 3

- (2) 補助金等の交付基準<抜粋> …………… P 4～P 5

豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例逐条解説＜抜粋＞

第2章 財政運営の原則

(補助金等)

第13条 市長は、補助金、交付金等について、公益性、必要性及び効果の観点から、事務手続等を含む包括的な見直しを定期的に行わなければならない。

2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、別に定めるところにより適切に支出しなければならない。

【解説】 補助金等の運用指針を規定

1 補助金等の適正化のためには、公益性、政策的な必要性及び効果の観点からの検証が必要です。

このため、支出の可否をはじめ、事務手続等を含む包括的な見直しを定期的に行うこととしたものです。（第1項）

2 団体の運営費に対する補助金は、市が定めた「補助金等の交付基準（平成22年9月6日付け行管第11号）」に基づき策定された各補助金等交付要綱により適切に支出することとされています。（第2項）

補助金等の交付基準＜抜粋＞

補助金交付要綱等の判断基準

補助金交付要綱等に掲げる項目については、次の判断基準を遵守するとともに、必要な内容を明記すること。

① 目的

目的には、次の内容を明記するか、その趣旨を折り込むものとする。

- ア 合理的判断で公益上必要であると認められる事業、活動であること。
- イ 補助金等の効果が広く市民に行き渡ること。

② 対象

- ア 補助金等を交付する対象は、団体又は個人とする。
- イ 次のような場合、原則として対象外とする。

事務局を実質的に補助金所管課等団体以外の者が担っている場合や、運営が補助金等だけで行われているなど、自立的活動が行われていない団体。

この場合、補助金所管課は、事業内容により事務局の自主運営を検討するとともに、会費、参加費の徴収等自主財源の積極的確保を図り、団体の自立化に向け指導・育成に努めるものとする。但し、団体事業費補助金（協働推進型）、団体運営費補助金（施策補完型）はこの限りではない。

③ 補助額（率）・算定根拠

- ア 補助額（率）は次のとおりとする。

対象	分 類	補助額（率）
団 体	団体事業費補助金	対象経費を積算した額の 50%以下
	〃（定額事業型）	個別事案毎に適切に設定された額
	〃（協働推進型）	対象経費を積算した額の範囲以内
	団体運営費補助金（施策補完型）	対象経費を積算した額の範囲以内
	〃（団体育成型）	対象経費を積算した額の 50%以下
個 人	個人事業費補助金	対象経費を積算した額の 50%以下
	〃（定額事業型）	個別事案毎に適切に設定された額
	サービス格差是正補助金	個別事案毎に適切に設定された額
	利子補給補助金	個別事案毎に適切に設定された額
1. 国県法令等に基づくものについては、上記によらず、その定めによるものとし、補助率については、原則として市義務負担分のみとする（いわゆる上乗せ補助は行わない）。		
2. 1 申請あたりの補助額の実行を行うことが適切である場合は、補助額の実行を設定する。		
3. 団体運営費補助金については、前年度決算による繰越額が、当年度の補助額を上回る場合は交付を行わない。また、前年度決算による繰越額が、当年度の補助額を下回る場合においても、繰越率が前年度総収入の 30 パーセントを超えている場合は、補助額を別に定めるところにより減額することとする。なお、積立金については繰越額と同様とみなす。		
4. 団体事業費補助金については、原則として繰越は発生しないため、精算処理を行うこと。		
5. 上記 1 から 4 までについて、客観的理由がある場合は、この限りではない。		

- イ 要綱等には、補助金等の額（率）の算定根拠の基本的考え方を記載すること。

④ 申請及び精算

- ア 申請に添付する収支予算書に、補助金等の額（率）の算定根拠の詳細を記載するものとする。

イ 収支計画書及び精算書に補助金に係る分の支出が分かるよう、財源内訳を支出欄に加えるか補助金に係る部分を全体とは区別して記載するものとする。

ウ 収支予算書及び精算書の経費区分は、市の予算区分に準じたものとする（節・説明まで）。

⑤ 対象経費

対象となる経費は次のものを除くものとする。

ア 役員等への諸手当等人件費。ただし、市が指定した補助金（別表）は除く。

イ 視察研修等を対象とする旅費については、事業に対する参加者負担率を 1/2 以上とし、宿泊に付随する食事代等は補助対象外とする。

ウ 交際費（慶弔金、見舞金、餞別、接待の食事等）

エ 食糧費（事業自体に係るもの及び会議の開催に伴う常識的な範囲の茶菓子代を除く。）

オ その他、社会通念上公金の使途として対象とすべきでないもの。

カ 団体内の支部等への補助金についても、上記要件の遵守を徹底すること。

⑥ 有効期間

ア 補助金等の要綱等の有効期間は、原則として 3 年以内とする。

イ 有効期間を延長することが認められるものは、事務事業評価等により延長が適切と判断され、事業内容の見直しが検討されたものとする。

⑦ 補助条件

ア 全ての補助金等について、規則第 5 条第 2 項の規定を明記すること。これに違反した場合、規則第 13 条第 2 号の規定による補助金等の交付の指令の取消し及び補助金等の返還規定を適用すること。

イ 物品購入又は施設整備等による消費税等仕入控除税額の取扱い及び取得した財産の処分制限期間の設定並びに、イベント等の天候による中止の場合の措置等についても必要に応じて明記すること。

⑧ 補助金の交付方法

ア 規則第 11 条第 1 項に規定する補助金等の交付方法を明記すること。団体運営費補助金については、原則として精算払い又は概算払いとすること。

イ 前金払を行う場合は、根拠となる客観的理由（債権者、債権額は確定、履行期未到来等）を明記すること。

⑨ 変更承認申請等

規則第 6 条第 1 項及び規則第 7 条第 1 項の規定による申請内容及び方法について明記すること。

別表（「5 補助金交付要綱等の判断基準」⑤対象経費関係）

補助金名称
豊後大野市行政区運営補助金
豊後大野市自治会連合会補助金
豊後大野市国際交流協会補助金
豊後大野市社会福祉協議会補助金
豊後大野市農林業振興公社運営補助金
豊後大野市猟友会補助金
豊肥地域シルバー人材センター補助金
豊後大野市商工会補助金
ぶんど大野里の旅公社補助金
地域づくり交付金
まちづくり創生交付金